

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2601号

平成26年8月29日金曜日 第2601号

◇ 目 次 ◇
告 示

保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示	(森林整備詞	課)721
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定	による公衆の閲	
覧に供する方法の一部改正	(土木管理詞	課)722
公共測量の実施の通知(2件)	(道路維持詞	課)723
開発行為に関する工事の完了(2件)(中予	地方局建築指導詞	課)723
土地改良区役員の就退任の届出(南予	地方局農村整備詞	課)723
公告		
毒物劇物取扱者試験の合格者	(薬務衛生詞	課)723
調剤システムの借入れ		
監査公表		
定期監査結果の公表	(監査事務原	局)725
選挙管理委員会告示		
政治団体の設立の届出	(選挙管理委員会	会)726
政治団体の届出事項の異動の届出	(") 726
政治団体の解散の届出	(") 726
資金管理団体の届出	(") 727
資金管理団体の届出事項の異動の届出	(") 727
愛媛県知事選挙に関する選挙人名簿の登録日等	(") 727
愛媛県知事選挙における各候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び回数の決定	(") 727
愛媛県知事選挙における手話诵訳十による手話诵訳を付して政見を録画する放送事業者	(") 727

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1020号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成26年4月農林水産省告示第624号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を東温市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不分明又は所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備考
東温市河之内字三本松乙 1636の77、乙1636の193	広島県佐伯郡大野町1665番地 219 大西泰子	森林所有者
東温市河之内字三本松乙 1636の80、乙1636の99、 乙1636の199	周桑郡櫻樹村大字明河甲674 番地 山 下 覺 治	"
東温市河之内字三本松乙 1636の92	大阪市港区弁天五丁目15番8 - 1104号 近藤公博	"
東温市河之内字アンゾ乙 1670の 2	松山市別府町394番地 仲 原 忠 晴	"

	T	
東温市河之内字アンゾ乙 1670の 3	温泉郡三内村大字河之内47番 戸 近藤和雄	11
東温市河之内字アンゾ乙 1670の96	東京都江戸川区西葛西四丁目 2番33-705号ニューハウス 西葛西 近藤京子	"
東温市河之内字アンゾ乙 1670の98	松山市中須賀町2108番地 鶴居律	"
東温市河之内字アンゾ乙 1670の103	温泉郡川内村大字河之内甲53 88番地 金性寺	11
東温市河之内字南山乙16 72の1、乙1898の1	松山市大街道二丁目2番地8江戸 忍	11
東温市河之内字南山乙16 72の 4	松山市大街道二丁目1番地8江 戸 忍	11
東温市河之内字奥南乙16 73の50	温泉郡三内村大字河之内70番 戸 近藤安長	11
東温市河之内字奥南乙16 73の53	温泉郡三内村大字河之内甲34 13番地 浅野政市	11
東温市河之内字奥南乙16 73の76	温泉郡三内村大字河之内3958 番地 近藤軍次	11
東温市河之内字風呂ノ谷 乙1698の57	温泉郡重信町大字見奈良1481 番地 菅 野 邦 彦	11
東温市河之内字本谷乙18 82の111	温泉郡川内町大字河之内4358 番地 成谷藤惠	11
東温市河之内字南山乙18 97の1、乙1897の2	松山市畑寺二丁目13番16号 四国造林有限会社	地上権者

東温市河之内字本谷乙18 82の7、乙1882の108、 乙1882の113、字南山乙 1898の4、字池ノ峯乙18 99の44	温泉郡川内町大字河之内4765 番地 青 野 麻 衛	森林所有者
東温市河之内字本谷乙18 82の7、乙1882の108、 乙1882の113、字池ノ峯 乙1899の44	温泉郡川内町大字河之内4735 番地 高須賀 盤	II .
"	温泉郡川内町大字河之内4721 番地 山 下 鶴 栄	"
"	温泉郡川内町大字河之内4817 番地 片 山 常次郎	"
ıı .	温泉郡川内町大字河之内4591 番地 渡 部 勇	"
ıı .	温泉郡川内町大字河之内4600 番地 近藤光雄	"
ıı .	温泉郡川内町大字河之内4502 番地 近藤信次	"
ıı .	温泉郡川内町大字河之内4148 番地 橋 本 喜太郎	"
"	温泉郡川内町大字河之内4358 番地 成谷惠隆	"
"	温泉郡川内町大字河之内4323 番地 近藤元	"
ıı .	温泉郡川内町大字河之内4340 番地 山 下 靜	"
東温市河之内字本谷乙18 82の110	松山市朝生田町304番地 有限会社城南木材	"
東温市河之内字本谷乙18 82の65	松山市志津川3番地1 岡本 エミコ	"
"	松山市志津川 3 番地 1 岡本 眞喜雄	"
東温市河之内字南山乙18 98の4	温泉郡川内町大字河之内甲47 35番地 高須賀 磐	"
"	温泉郡川内町大字河之内4656 番地 近藤竹数	"
東温市河之内字南山乙18 98の5	温泉郡川内町大字河之内甲45 91番地 渡 部 勇	"
11	温泉郡川内町大字則之内甲27 64番地 8 近藤忠雄	"
東温市河之内字西山乙19 85の106、乙1985の115、	温泉郡三内村大字河之内4713 番地 青 野 麻 衞	"
東温市河之内字三本松乙 1636の77、乙1636の193	温泉郡川内町大字北方2172番 地 樋 口 清 彦	"
ıı .	温泉郡川内町大字北方2172番 地 樋 口 妙 子	"

東温市河之内三本松乙16 36の83、乙1636の85、乙 1636の86、乙1636の196、 乙1636の198	温泉郡川上村大字南方289番 戸 松 木 喜 一	所有権移転仮登 記
東温市河之内三本松乙16 36の109	温泉郡川内町大字河之内甲23 59番地 近藤森太	森林所有者
東温市河之内本谷乙1882 の7、乙1882の108、乙 1882の113、字南山乙189 8の5、字池ノ峯乙1899 の44	温泉郡川内町大字河之内2166 番地 横 山 敏 夫	II
東温市河之内字本谷乙18 82の7、乙1882の108、 乙1882の113、字池ノ峯 乙1899の44	温泉郡川内町大字河之内4327 番地 近 藤 幸三郎	II
東温市河之内字本谷乙18 82の111	温泉郡川内町大字河之内4476 番地 2 近 藤 幸三郎	"
東温市河之内字本谷乙18 82の7、乙1882の108、 乙108の113	温泉郡川内町大字河之内4502 番地 近藤登	11
東温市河之内字本谷乙18 82の7、乙1882の108、 乙1882の113、字池ノ峯 乙1899の44	温泉郡川内町大字河之内4094 番地 近藤哲雄	II
東温市河之内字本谷乙18 82の111	温泉郡川内町大字河之内4068 番地 2 近 藤 哲 雄	"
東温市河之内字本谷乙18 82の7、乙1882の108、 乙1882の113、字南山乙 1898の4、字池ノ峯乙18 99の44	温泉郡川内町大字河之内4713 番地 青 野 京 塀	II
11	温泉郡川内町大字河之内4819 番地 近藤民三郎	II
東温市河之内字本谷乙18 82の48	温泉郡三内村大字河之内甲50 82番地 和 田 和 藏	11

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1021号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公衆の閲覧に供する方法(平成13年4月愛媛県告示第866号)の一部を次のように改正し、平成26年9月1日から施行する。

平成26年8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 · 2 省略	1 • 2 省略
3 インターネットのアドレス	3 インターネットのアドレス
(1) 県のホームページ	(1) 県のホームページ
	えひめの土木 発注情報

省略

(2) 入札情報公開システム

http://www.pref.ehime.jp/h40180/e-bid-nyuusatsu/index.

html

省略

(2) 入札情報公開システム

http://ebid.pref.ehime.jp/ppi.html

○愛媛県告示第1022号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第 14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国 道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(基準点測量)

2 作業期間 平成26年8月29日から

平成27年3月31日まで

3 作業地域 四国中央市豊岡町長田

14条第1項の規定に基づき、伊予市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量 (レベル2,500数値地図作成、レベル

5,000数値地図作成、レベル10,000数値地図作成)

2 作業期間 平成26年8月29日から

平成27年3月25日まで

3 作業地域 伊予市全域

○愛媛県告示第1023号

測量法 (昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第

○愛媛県告示第1024号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成26年8月29日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た者 の 住 所 及 び 氏 名
26中局建(開)第21号 平成26年8月20日	伊予郡松前町大字永田字松ノ隣333番1、同334番4	伊予郡松前町大字筒井1360番地 渡 部 美 鈴

○愛媛県告示第1025号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成26年8月29日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
26中局建(開)第22号 平成26年 8 月20日	伊予郡松前町大字筒井字千石81番 3	伊予郡松前町大字筒井518番地 エルフォート C 棟102号 古 川 栄 ー

○愛媛県告示第1026号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、宇和島市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年8月29日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	小清水	千 明	宇和島市吉田町河内	甲176番地

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	土居	秀徳	宇和島市三浦西3263番地	

公 告

〇公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者について

平成26年8月5日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次

のとおりである。

平成26年8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

一般

_				
	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
	10001	10007	10008	10010
	10018	10023	10029	10037
	10040	10043	10055	10061
	10065	10070	10071	

農業用品目

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
20018	20020	20022	20032
20046	20054	20055	20065
20066	20112	20114	20118
20121	20123	20124	20125
20128	20130	20135	20153
20156	20159	20165	20168
20173	20174	20178	20183
20186	20189	20190	20197
20200	20201	20204	20211
20212	20214	20216	20221
20224	20225	20227	20236
20239	20242	20248	20252
20257	20258	20259	20271
20278	20281	20292	20300

特定品目

該当者なし

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

調剤システムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

調剤システム1式(使用にあたり必要な付帯装置、搬入、据付け、調整、設置、保守等1式を含む)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成27年3月1日から平成33年2月28日まで

(5) 借入場所

愛媛県立子ども療育センター

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の 製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認め られた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 借入期限の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問い合わせ先

愛媛県立子ども療育センター事務局

〒791 0212

愛媛県東温市田窪2135番地

電話 (089)955 5530

(2) 入札書の受領期限

平成26年10月17日(金)午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所

平成26年10月17日(金)午前10時00分

愛媛県立子ども療育センター 1 階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条の規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した 物品を納入できることを証明する書類等を、入札書の提出に先 立って提出しなければならない。

なお、愛媛県立子ども療育センター所長から当該書類の内容 に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 受領期限:平成26年10月8日(水)午後5時

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立子ども療育センター所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Pharmaceutical management system , 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 17 October 2014
- (3) For further information , please contact: Secretariat , Ehime Rehabilitation Center for Children , 2135 Tanokubo , Toon , Ehime 791 0212 Japan

TEL (089) 955 5530

監査公表

○公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、 監査の結果を次のとおり公表する。

平成26年8月29日

愛媛県監査委員 佐 伯 滿 孝 同 戒 能 潤之介 同 徳 永 繁 樹 同 山之内 芳 夫

監	査 対	象 機	関		監 査 年 月 日
公営	企 業	管 理	局		
総		務		課	平成26年 6 月12日
発	電	I	水	課	平成26年 6 月12日
県	立	病	院	課	平成26年 6 月12日
松山発	電工	水管理	事務	所	平成26年 6 月10日
今治地区	区工業用	水道管	理事務	所	平成26年 6 月 6 日
西条地区	区工業用	水道管	理事務	所	平成26年 6 月10日
中	央	病		院	平成26年 6 月12日
今	治	病		院	平成26年 6 月 6 日
南	宇	和	病	院	平成26年 6 月 6 日
新	居	浜	病	院	平成26年 6 月 6 日
1					

(監査の結果)

平成25年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施

したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定している。しかしながら、実績給水率(契約給水量に対する実績給水量の比率)は上昇傾向にはあるものの、依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度を上回る純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると221億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

附帯事業(土地造成事業)については、前年度に続いて売却実績がなく、依然として未処分地約12万㎡を有しており、今後とも早期売却等に努められたい。

(2) 営業未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成26年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
西条地区工業用水道 給水料金	844 ,119	0	844 ,119
今治地区工業用水道 給水料金	1 ,613 ,178	0	1 ,613 ,178
計	2 457 297	0	2 ,457 ,297

2 病院事業

(1) 経営成績について、当年度の純利益については、前年度を17億9,757万円下回る1億3,003万円を計上しており、前年度(19億2,760万円)は、三島病院の譲渡のほか、新居浜病院及び中央病院の7対1看護体制や、中央病院のDPC(診断群分類包括評価)制度の導入など、第3次財政健全化計画に基づく各種施策の取組により、過去最高の純利益を計上したが、当年度は、中央病院の施設運営に伴う経費、資産減耗費など費用の増加により前年度を大きく下回ったもので、PFI事業が計画的に進められていることによる。

しかしながら、累積欠損金は182億円余にのぼり、一般会計等からの長期借入金105億円及び企業債の借入残高353億円と合わせ依然として厳しい財政状態が続いており、引き続き経営健全化に取り組まれたい。

(2) 廃止された三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成26年3月31日現在 単位:円)

区分	個人医業未収金 (a)	医業外未収金	計 (a)+(b)
旧三島病院	19 ,730 <i>,</i> 464	68 210	19 ,798 ,674
旧北宇和病院	6 ,006 ,370	891 ,763	6 ,898 ,133
計	25 ,736 ,834	959 ,973	26 ,696 ,807

- (3) 個人医業未収金の納期到来分353 268 714円(過年度未収金299 6 18 818円、現年度未収金53 649 896円)について、早期回収に、引き続き努められたい。 (中央病院)
- (4) 医業外未収金の納期到来分1 890 710円 (過年度未収金1 250 ,120 円、現年度未収金640 590円)について、早期回収に、引き続き努められたい。 (中央病院)
- (5) 個人医業未収金の納期到来分59,532,003円(過年度未収金44,650,657円、現年度未収金14,881,346円)について、早期回収に、引き続き努められたい。 (今治病院)
- (6) 医業外未収金の納期到来分247 511円 (過年度未収金121,720円、 現年度未収金125,791円)について、早期回収に、より一層努めら れたい。 (今治病院)
- (7) 個人医業未収金の納期到来分35 Q12 918円 (過年度未収金32 317

298円、現年度未収金2 695 620円)について、早期回収に、引き 続き努められたい。 (南宇和病院)

- (8) 医業外未収金の納期到来分105 710円 (過年度未収金99 590円、現年度未収金6,120円)について、早期回収に、引き続き努められたい。 (南宇和病院)
- (9) 個人医業未収金の納期到来分60 630 660円 (過年度未収金48 543

052円、現年度未収金12 087 608円)について、早期回収に、引き 続き努められたい。 (新居浜病院)

(10) 医業外未収金の納期到来分358 599円(過年度未収金234,009円、 現年度未収金124,590円)について、早期回収に、一層努められた い。 (新居浜病院)

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。 平成26年8月29日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

取 汝 园 休 の 名 粉	代表者及び会	計責任者の氏名	+ 4 2 車 30 KC の CC ケ th	届出年月日	備考
政治団体の名称	代 表 者	会計責任者	主 た る 事 務 所 の 所 在 地 会 計 責 任 者		7年 · 15
たきもと徹後援会	砂野哲彦	原 俊司	松山市千舟町四丁目 5 - 2	平成26年7月29日	
まつやま元気100年宣言	川本光明	原 俊司	松山市南高井町788	平成26年 7 月30日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。 平成26年8月29日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異	動	事	項				新			旧	届出年月日	備考
愛媛県看護連盟	代		表	者	吉	田	昭	枝	植匠	道	玄	平成26年7月2日	
自由民主党愛媛県看護連盟支部	代		表	者	吉	田	昭	枝	植匠	道	玄	平成26年7月2日	政党の支部
愛媛県医師連盟	会	計	責	任 者	袁	延	峰	義	中山	」恵	=	平成26年7月4日	
山下良征後援会	主た	る事系	务所 ∅	D所在地	宇和	自島市	遊子	7 1360	宇和島	計遊	子2539 - 9	平成26年7月4日	
ルネサス西条社会活動委員会	代		表	者	越	智	俊	盛	木山	」豊	御	平成26年7月7日	
	会	計	責	任 者	越	智	俊	盛	木山	」豊	敏系		
脱原発愛媛県知事を創る会	会	計	責	任 者	岩	城	留美	美子	長野	多鉄	雄	平成26年7月14日	
自由民主党肱川支部	主た	る事系	务所 ∅	D所在地	大洲	市朋	[] []	丁名荷谷2020	大洲市	肱川	町大谷1262	平成26年7月18日	政党の支部
	代		表	者	安	Ш	哲	生	岩田	3 忠	義		
自由民主党愛媛県ときわ会支部	代		表	者	_	色		勉	上田	廣	章	平成26年7月18日	政党の支部

○愛媛県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。 平成26年8月29日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の名称								表者(の氏名	解散年月日
Щ	下	良	征	後	援	会	藤	堂	定	平成26年 6 月30日

滝	野	; ;	志	後		援		会	隅	田	靜	春	平成26年 6 月22日
篠	﨑 毐	英 代	を	推;	蔫	व	る	会	黒	河	良	子	平成26年7月28日
٤	ŧ	にま	₹ ₹	₹ ē	į.	-	<	会	高須	頁賀	絋	_	平成26年7月28日

日本維新の会愛媛県総支部	桜	内	文	城	平成26年7月31日
日本維新の会衆議院愛媛県第4選挙 区支部	桜	内	文	城	平成26年7月31日
日本維新の会衆議院愛媛県第3選挙 区支部	森		夏	枝	平成26年7月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。 平成26年8月29日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の 届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
滝 本 徹	松山市長	たきもと徹後援会	松山市千舟町四丁目 5 - 2	砂野哲彦	平成26年7月29日

○愛媛県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。 平成26年8月29日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 薩 健

資金管理団体の名称	異	動		事	項	新	ІВ	届出年月日	備考
文彰会	公	職	Ø	種	類	宇和島市議会議員	愛媛県議会議員	平成26年7月2日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第43号

平成26年11月16日執行予定の愛媛県知事選挙に関する選挙人名簿 の登録日等を次のとおり定める。

平成26年8月29日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 被登録資格決定基準日

平成26年10月29日 (ただし、年齢については、同年11月16日)

2 登録日

平成26年10月29日

3 縦覧期間

平成26年10月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第44号

平成26年11月16日執行予定の愛媛県知事選挙における各候補者が 政見放送を行うことができる基幹放送事業者及びその回数は、次の とおりとする。

平成26年8月29日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

区	分	基幹放送事業者	政見放送の回数		
		株式会社テレビ愛媛	1 🛽		
テレビジ	ョン放送	株式会社あいテレビ	1 回		
		株式会社愛媛朝日テレビ	1 回		
ラジス	か 送	南海放送株式会社	1 回		

○愛媛県選挙管理委員会告示第45号

平成26年11月16日執行予定の愛媛県知事選挙における手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者は、次のとおりとする。

平成26年8月29日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

日本放送協会松山放送局

株式会社テレビ愛媛

株式会社あいテレビ

株式会社愛媛朝日テレビ

平成26年8月29日 発行 727